

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
1月23日
(金曜日)

目次

告示
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課).....

公告
貸金業者の登録の取消し(経営金融課).....

下関都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....

下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....

下関都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....

豊浦都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....

下関都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....

雑報
県報の正誤(平成十八年三月十四日山口県告示第百二十八号).....

山口県告示第二十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に係る告示(平成十七年山口県告示第八号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十一年一月六日限り消滅した。

平成二十一年一月二十三日

山口県知事 二井 関成

柳井加入区

山口県告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年一月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 岩国玖珂線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
岩国市今津町六丁目三七の五地先から 同市山手町四丁目四七の一の地先まで	最狭 三九・八	最狭 二九・四	二〇二・〇		

(二五)貸金業者の登録の取消し

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の五第一項第一号の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消しました。

平成二十一年一月二十三日

山口県知事 二井 関成

商号又は 名称	代表者の 氏名	主たる営業所等の 所在地	登録番号	登 録 日 録	登 録 取 消 日
ローンズ一 番	西山 政子	下関市中央町七番一 号	(9)第〇〇二二二 一〇号	平成二九、 一一、二〇	平成二一、 一一、二五

(二六) 下関都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による下関都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年一月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画地区計画新緑野地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二七) 下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年一月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二八) 下関都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

す。

平成二十一年一月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二九) 豊浦都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による豊浦都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年一月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

豊浦都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(三〇) 下関都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年一月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

二 下関都市計画防火地域及び準防火地域
都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課



正 誤
平成十八年三月十四日山口県告示第百二十八号(公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可)

ページ	段	行	誤	正
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	下	九	一五九度〇七分二五秒一六・八九メートル	一五九度〇七分二四秒一六・三三メートル
"	"	左から五	六五度二五分三三秒四六・二・三六メートル	六四度五九分三七秒四四・二・七一メートル
"	"	左から八	に囲まれた	線に囲まれた
七	上	左から一〇	及び16の地点と19の地点	、19の地点と20の地点
ページ	段	行	誤	正
"	"	一〇	二七四度一〇分四二秒一三・三八メートル	二七三度五七分二二秒一三〇・五四メートル
"	"	一一	七二度一五分〇二秒四四・二・二五メートル	七二度〇七分〇一秒四二・二・三三メートル
"	"	一二	九四度二〇分三四秒二二・一一メートル	九四度二〇分四〇秒二二・六四メートル

19の地点	18の地点から一九四度四〇分三秒五〇・八六メートルの地点	誤	七
19の地点	18の地点から一九四度四〇分三秒五〇・八六メートルの地点	正	下
19の地点	18の地点から一九四度一七分三〇秒五〇・一七メートルの地点	誤	一四

ページ	段	行	誤	正
"	"	"	"	"
七	下	左から一三	九、七七四・九二平方メートル	九、六九一・五三平方メートル
"	"	左から一	一、〇二〇・六四平方メートル	九三三・五五平方メートル

平成二十一年二月十三日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）